

平成 24 年度包括外部監査における
「監査の結果」に対する措置状況

特定の事件（テーマ）

「過去の包括外部監査における監査結果及び意見
についての是正状況等について」

平成 25 年 8 月 23 日

大 田 区

平成24年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況 目次

平成24年度における特定の事件（テーマ）

「過去の包括外部監査における監査結果及び意見についての是正状況等について」

《平成17年度 補助金の財務事務執行状況について》

監査結果 報告書のNO	監査結果 報告書の頁	項目	部課名	本書の頁
17007	21	大田区私立幼稚園等教材・園具補助金	教育総務部教育総務課 ※1	1
17018	26	大田区文化振興協会運営費・事業補助金	地域振興部地域振興課	16
17057	35	社会福祉法人E会への補助金	福祉部福祉管理課	17
17074	43	社会福祉法人Y会に対する補助金	福祉部障害福祉課	18
17082	52	①大田区老人クラブ連合会補助金	福祉部高齢福祉課	19
		②大田区老人クラブ助成		
		③大田区老人クラブ特別助成		
17087	57	子ども交流センター運営補助	こども家庭部子育て支援課	21

《平成17年度 財政援助団体（財団法人大田区産業振興協会）の管理運営について》

監査結果 報告書のNO	監査結果 報告書の頁	項目	部課名	本書の頁
17126	65	勤労者共済給付金等準備積立基金	産業経済部産業振興課	29

《平成18年度 高齢者施設の管理運営について》

監査結果 報告書のNO	監査結果 報告書の頁	項目	部課名	本書の頁
18008	71	委託金繰越金について	福祉部介護保険課	30
18059	80	区備品として扱う物品の購入または廃棄の報告	福祉部介護保険課	32
18111	94	滞留債権について	まちづくり推進部住宅課	34
18112				
18113				

《平成19年度 国民健康保険事業について》

監査結果 報告書のNO	監査結果 報告書の頁	項目	部課名	本書の頁
19A32	103	延滞金について	区民部国保年金課	36

《平成20年度 民間委託・指定管理者について》

監査結果 報告書のNO	監査結果 報告書の頁	項目	部課名	本書の頁
20132	159	民間委託ないし指定管理者の導入による費用削減効果の把握等について	計画財政部計画財政課 ※2	38

《平成21年度 資産の管理について》

監査結果 報告書のNO	監査結果 報告書の頁	項目	部課名	本書の頁
21098	188	福祉部系債権	福祉部福祉管理課	39

《平成22年度 人件費（福利厚生等を含む）について》

監査結果 報告書のNO	監査結果 報告書の頁	項目	部課名	本書の頁
22B23	212	繰越金残高について	教育総務部指導課 ※3	40

※1 及び※3 平成25年4月1日付け組織改正に伴う事務移管後の所属表示である。

※2 平成25年4月1日付け組織改正に伴う改正後の所属表示である。

平成 17 年度	NO 17007	部課名
大田区私立幼稚園等教材・園具補助金		教育総務部教育総務課 ※1
監査の結果		措置状況
<p>交付要綱、交付要領には、以下のとおり種々適正を欠く条項があり、相互の関係を明確に認識し不適切な条項を修正されたい。</p> <p>① 交付要綱“第5 補助教材の選定”では“補助金の交付の対象となる教材・園具は”との表現があるが、補助金の交付の対象は連合会等が私立幼稚園等へ行う補助金であり、教材・園具の購入費は連合会等が私立幼稚園等へ行う交付対象経費である。</p> <p>② 交付要綱“第10 交付決定の取消し”(2)に“補助金を第5に定める用途以外に使用したとき”との表現があるが、上記①に記載のとおり本補助金の用途は連合会等が私立幼稚園等へ行う補助金であり、連合会等が行う補助金と混乱した表現になっている。</p> <p>③ 交付要領等には上記“第10 交付決定の取消し”(2)に相当する規定がなく、私立幼稚園等が適正な用途以外に補助金を使用したときは、区は連合会等から補助金の返還を求められるが、連合会等は私立幼稚園等から補助金の返還を求められない可能性がある。</p> <p>④ NO17006 で本補助金は園児の直接使用が認められないものは対象外とする旨方針が表明されていることから、交付要綱“第5 補助教材の選定”で“園児が直接または間接的に使用するもの”との表現を修正することが必要である。</p>		<p>ご指摘いただきました点を見直し、【別紙1】のとおり新たに「大田区私立幼稚園等教材・園具補助金交付要綱(以下「新補助金交付要綱」という。)」を制定しました。これに伴い「大田区私立幼稚園教材・園具補助金交付要領」及び「大田区幼稚園類似施設教材・園具補助金交付要領」は廃止いたしました。</p> <p>①につきましては、補助教材の選定を削除し、新補助金交付要綱では補助条件として第3条を設置し、第1項(2)に「補助金の交付の対象となる経費は、園児が使用するもので、保育上必要性があり、その成果が十分に期待できる教材・園具(以下「教材等」という。)の購入経費に限ること。」とし、遵守しなければならないと規定しました。これを受けて、大田区私立幼稚園連合会及び大田区幼児教育協議会(以下「連合会等」という。)はそれぞれの要綱を見直し、新たに【別紙2】のとおり「大田区私立幼稚園連合会教材・園具購入費補助金交付要綱」及び【別紙3】のとおり「大田区幼児教育協議会教材・園具購入費補助金交付要綱」(以下「連合会等新要綱」という。)を制定しました。連合会等新要綱の第3条(補助対象経費)は、「補助金の交付の対象となる経費は、園児が使用するもので、保育上必要性があり、その成果が十分に期待できる教材・園具(以下「教材等」という。)の購入経費とする」と規定しました。</p> <p>②の交付決定の取消しにつきましては、新補助金交付要綱 第14条(交付決定の取消し)第1項(2)に「第3条に定める補助条件</p>

	<p>を遵守しなかったとき」と文言を修正しました。</p> <p>③につきましては、連合会等新要綱 第 12 条（補助金の返還）を新たに設け、「補助金の全部又は一部を返還させるものとする。」と規定しました。</p> <p>④の園児の直接使用が認められないものは対象外とする旨の方針がありましたが、直接・間接使用の文言が教材選定において混乱を招いてしまいました。これを解消するため、「直接又は間接的に使用するもの」を削除しても教材・園具は幼児が専ら使うものであることから、新補助金交付要綱第 3 条第 1 項 (2) で「補助金の交付の対象となる経費は、<u>園児が使用するもの</u>で、保育上必要性があり・・・・・・の購入経費に限ること。」と文言の修正をしました。</p> <p>連合会等から提出される教材・園具購入計画書の審査をより徹底して行い、本事業を進めてまいります。</p> <p><添付資料></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大田区私立幼稚園等教材・園具補助金交付要綱 【別紙 1】 2 大田区私立幼稚園連合会教材・園具購入費補助金交付要綱 【別紙 2】 3 大田区幼児教育協議会教材・園具購入費補助金交付要綱 【別紙 3】
--	--

※1 平成 25 年 4 月 1 日付け組織改正に伴う事務移管後の所属表示である。

大田区私立幼稚園等教材・園具補助金交付要綱

25 教教発第 10303 号

平成 25 年 6 月 7 日

区 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田区私立幼稚園連合会及び大田区幼児教育協議会が、加盟する幼稚園又は幼稚園類似施設に対して幼児教育の一層の充実と、園児の保護者の負担軽減を図るために交付する教材・園具の経費助成事業に必要な経費の全部又は一部を補助金として交付するために必要な事項を定める。

(補助の対象)

第 2 条 この要綱により補助金を受けることができる者は、次の各号の団体を代表するものとする。

- (1) 大田区私立幼稚園連合会（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める私立幼稚園のうち、大田区内に設置されている幼稚園で構成されている連合組織をいう。以下同じ。）
- (2) 大田区幼児教育協議会（東京都総務局長決定 58 総学一第 138 号に定める幼稚園類似の幼児施設のうち、大田区内に設置されている幼児施設で構成されている連合組織をいう。以下同じ。）

(補助条件)

第 3 条 本補助金の交付を受けて教材・園具の経費助成事業を実施する大田区私立幼稚園連合会及び大田区幼児教育協議会(以下「連合会等」という。)は、次の各号を遵守して事業を実施しなければならないものとする。

- (1) 連合会等が行う助成の対象は、連合会等に加盟する私立幼稚園又は幼稚園類似の幼児施設（以下「幼稚園等」という。）に限ること。
- (2) 補助金の交付の対象となる経費は、園児が使用するもので、保育上必要性があり、その成果が十分に期待できる教材・園具（以下「教材等」という。）の購入経費に限ること。
- (3) 補助金の交付額は、次条の規定による算定方法と同一の方法をもって算定した額とすること。
- (4) 交付に当たっては、次に掲げる事項を具備した申請書を徴すること。

【別紙 1】

- ア 交付を受ける幼稚園等の所在地、名称、設置者名及び設置者の押印
 - イ 購入予定の教材等の品名・規格、単価、数量、金額及び合計額
 - ウ 単価が 20 万円を超える教材等については、2 社以上の業者からの見積書の添付。
ただし、類似の商品がない場合など 2 社以上の業者から見積書を徴することが困難な
場合には、その理由を記した書面の添付
- (5) 交付を受けた幼稚園等が申請した内容と異なる教材等を購入する場合には、次に掲げる事項を記載した計画変更書を徴すること。
- ア 交付を受ける幼稚園等の所在地、名称、設置者名及び設置者の押印
 - イ 申請書に記載した購入予定の教材の品名・規格、単価、数量、金額及び合計額
並びに申請と異なる購入教材等の名称、単価、数量、金額及び合計金額
 - ウ 変更する理由
- (6) 当該補助年度の 3 月末日までに購入物品の領収書と併せて、次に掲げる事項を記載した実績報告書を徴すること。
- ア 交付を受けた幼稚園等の所在地、名称、設置者名及び設置者の押印
 - イ 補助金受領額
 - ウ 購入した教材の品名・規格、単価、数量、支出金額
 - エ 未執行金額（残額）
 - オ 単価が 20 万円を超える教材等については領収書の添付
- (7) 事業の実施に当たり、補助条件を踏まえた要綱を作成すること。
- 2 連合会等は、幼稚園等が購入を予定している教材等が前項第 2 号に該当するかどうか疑義のある場合には、必ず大田区教育委員会に事前協議を行うものとする。

(補助額)

第 4 条 補助金の額は、加盟する幼稚園等について個別に別表に定める基準により算定した額の合計額とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする連合会等は、大田区私立幼稚園等教材・園具補助金交付申請書（別記第 1 号様式）、大田区私立幼稚園等教材・園具購入計画書（別記第 2 号様式）に事業実施要綱を添えて、区長に提出するものとする。

(交付決定)

第 6 条 区長は、連合会等から補助金交付申請があったときは、これを審査し、内容を適当と認めた場合には交付を決定するものとする。

【別紙 1】

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、大田区私立幼稚園等教材・園具補助金交付決定通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知し、補助金の不交付を決定したときは、大田区私立幼稚園等教材・園具補助金不交付決定通知書（別記第 4 号様式）により通知する。

（補助金の請求）

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の日から 10 日以内に大田区私立幼稚園等教材・園具補助金交付請求書（別記第 5 号様式）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第 8 条 区長は、前条の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金の交付をするものとする。

（補助金の支払方法）

第 9 条 大田区会計事務規則（平成 8 年規則第 46 号）第 75 条に規定する口座振替により支払うものとする。

（計画の変更）

第 10 条 連合会等が計画を変更しようとするときは、事前に区長に大田区私立幼稚園等教材・園具補助金支出計画変更申請書（別記第 6 号様式）を提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、大田区私立幼稚園等教材・園具補助金支出計画変更承認（不承認）書（別記第 7 号様式）により通知する。

（実績報告等）

第 11 条 連合会等は、当該補助事業に係る経費の支出があった翌年度 5 月末日までに、大田区私立幼稚園等教材・園具補助金実績報告書（別記第 8 号様式）に大田区私立幼稚園等執行報告書（別記第 9 号様式）を添付して、区長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けた連合会等は、交付年度の末日の時点で残額がある場合には、その残額を区に返還するものとする。

（関係書類の保存等）

第 12 条 連合会等は、助成の対象とする幼稚園等からの提出書類を保存し、関係書類を整備しておかなければならない。

【別紙 1】

- 2 幼稚園等からの提出書類及び関係書類の保存年限は、補助金事業完了の属する年度の翌年から5年とする。

(調査)

- 第13条 区長は、必要と認めたときは連合会等に報告を求め、又は前条の関係書類等を調査することができる。

(交付決定の取消し)

- 第14条 区長は、補助金の交付決定の通知を受けたものが、次の各号の一に該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第3条に定める補助条件を遵守しなかったとき。
- (3) 第10条による承認を受けないで計画を変更し、補助金を支出したとき。
- (4) その他補助金の交付が適当でないと区長が認めるとき。

- 2 区長は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消したときは、当該決定の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(違約加算金の請求)

- 第15条 区長は、前条の補助金の返還を求める際には、違約加算金を付することができる。

- 2 前項の規定による違約加算金は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に補助金額につき年10.95パーセント割合（年当たりの割合はうるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算して得た額（当該金額が100円未満の場合を除く。）とする。

付 則

- この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

【別紙 1】

別表 補助金算定基準

補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 園児数別

区が定める基準単価（6,000 円）に、当該年度の 5 月 1 日現在の各私立幼稚園の在園児の実員を乗じた額とする。ただし、認可されている定員を限度とし、大田区私立幼稚園連合会については、定員又は実員が 79 名以下の場合は 80 名として算定する。

(2) 園規模別

区分	在園児数	補助単価
A	79 名以下	120,000 円
B	80 名以上 200 名以下	140,000 円
C	201 名以上	160,000 円

当該年度の 5 月 1 日現在の在園児数を基準とする。ただし、認可されている定員を限度とする。

別記様式（省略）

【別紙 2】

大田区私立幼稚園連合会教材・園具購入費補助金交付要綱

平成 25 年 6 月 7 日

大田区私立幼稚園連合会会長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田区私立幼稚園連合会（以下「連合会」という。）が大田区から交付される大田区私立幼稚園等教材・園具補助金を原資として実施する連合会加盟幼稚園への教材・園具購入費補助事業を実施するために必要な事項を定める。

(補助の対象)

第 2 条 この要綱により補助金を受けることができるものは、連合会に加盟する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める幼稚園のうち、大田区内に所在する私立幼稚園の設置者、設置者が存しない場合は設置者代行（以下「設置者等」という。）とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、園児が使用するもので、保育上必要性があり、その成果が十分に期待できる教材・園具（以下「教材等」という。）の購入経費とする。

(補助額)

第 4 条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする設置者等は、大田区私立幼稚園連合会教材・園具購入費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）を連合会に提出するものとする。

(交付及び支払方法)

第 6 条 連合会は、大田区から交付された補助金を速やかに設置者等に交付をするものとする。

2 支払方法は、交付決定を受けた者が指定する銀行口座への口座振替とする。

(計画の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた設置者等が計画を変更しようとするときは、事前に連合会に大田区私立幼稚園連合会教材・園具購入費補助金支出計画変更申請書(別記第2号様式)を提出しなければならない。

(購入開始日)

第8条 教材・園具の購入は、連合会が区長から決定を受けて補助金を受領した日からとする。

(実績報告等)

第9条 設置者等は、当該補助事業に係る経費の支出があった年度の3月末日までに、大田区私立幼稚園連合会教材・園具購入費補助金実績報告書(別記第3号様式)に購入物品の領収書を添付して、連合会に提出しなければならない。

2 設置者等は、交付年度の末日の時点で残額がある場合には、その残額を連合会に返還するものとする。

(関係書類の保存等)

第10条 設置者等は、補助金の収支を明らかにした帳簿を備え、関係書類を整備しておかなければならない。

2 帳簿及び関係書類の保存年限は、補助金事業完了の属する年度の翌年から5年とする。

(調査)

第11条 連合会は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた設置者等に報告を求め、又は前条の関係書類等を調査することができる。

(補助金の返還)

第12条 連合会は、補助金の交付を受けた設置者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に反したとき。
- (3) その他補助金の交付が適当でないと連合会が認めるとき。

(違約加算金の請求)

第 13 条 連合会は、前条の補助金の返還を求める際には、違約加算金を付することができる。

2 前項の規定による違約加算金は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に補助金額につき年 10.95 パーセント割合（年当たりの割合はうるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算して得た額（当該金額が 100 円未満の場合を除く。）とする。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

別表 補助金算定基準

補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 園児数別

区が定める基準単価（6,000円）に、当該年度の5月1日現在の各私立幼稚園の在園児の実員を乗じた額とする。ただし、認可されている定員を限度とし、大田区私立幼稚園連合会については、定員又は実員が79名以下の場合は80名として算定する。

(2) 園規模別

区分	在園児数	補助単価
A	79名以下	120,000円
B	80名以上200名以下	140,000円
C	201名以上	160,000円

当該年度の5月1日現在の在園児数を基準とする。ただし、認可されている定員を限度とする。

別記様式 (省略)

【別紙3】

大田区幼児教育協議会教材・園具購入費補助金交付要綱

平成 25 年 6 月 7 日

大田区幼児教育協議会会長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区幼児教育協議会（以下「協議会」という。）が大田区から交付される大田区私立幼稚園等教材・園具補助金を原資として実施する協議会加盟幼児施設への教材・園具購入費補助事業を実施するために必要な事項を定める。

(補助の対象)

第2条 この要綱により補助金を受けることができるものは、協議会に加盟する東京都総務局長決定 58 総学一第 138 号に定める幼稚園類似の幼児施設のうち、大田区内に所在する幼児施設の設置者、設置者が存しない場合は設置者代行（以下「設置者等」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、園児が使用するもので、保育上必要性があり、その成果が十分に期待できる教材・園具（以下「教材等」という。）の購入経費とする。

(補助額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者等は、大田区幼児教育協議会教材・園具購入費補助金交付申請書（別記第1号様式）を協議会に提出するものとする。

(交付及び支払方法)

第6条 協議会は、大田区から交付された補助金を速やかに設置者等に交付をするものとする。

2 支払方法は、交付決定を受けた者が指定する銀行口座への口座振替とする。

【別紙3】

(計画の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた設置者等が計画を変更しようとするときは、事前に協議会に大田区幼児教育協議会教材・園具購入費補助金支出計画変更申請書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

(購入開始日)

第8条 教材・園具の購入は、連合会が区長から決定を受けて補助金を受領した日からとする。

(実績報告等)

第9条 設置者等は、当該補助事業に係る経費の支出があった年度の3月末日までに、大田区幼児教育協議会教材・園具購入費補助金実績報告書（別記第3号様式）に購入物品の領収書を添付して、協議会に提出しなければならない。

2 設置者等は、交付年度の末日の時点で残額がある場合には、その残額を協議会に返還するものとする。

(関係書類の保存等)

第10条 設置者等は、補助金の収支を明らかにした帳簿を備え、関係書類を整備しておかなければならない。

2 帳簿及び関係書類の保存年限は、補助金事業完了の属する年度の翌年から5年とする。

(調査)

第11条 協議会は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた設置者等に報告を求め、又は前条の関係書類等を調査することができる。

(補助金の返還)

第12条 協議会は、補助金の交付を受けた設置者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に反したとき。
- (3) その他補助金の交付が適当でないと協議会が認めるとき。

【別紙 3】

(違約加算金の請求)

第 13 条 協議会は、前条の補助金の返還を求める際には、違約加算金を付することができる。

2 前項の規定による違約加算金は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に補助金額につき年 10.95 パーセント割合（年当たりの割合はうるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算して得た額（当該金額が 100 円未満の場合を除く。）とする。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

【別紙3】

別表 補助金算定基準

補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 園児数別

区が定める基準単価（6,000円）に、当該年度の5月1日現在の各私立幼稚園の在園児の実員を乗じた額とする。ただし、認可されている定員を限度とし、大田区私立幼稚園連合会については、定員又は実員が79名以下の場合は80名として算定する。

(2) 園規模別

区分	在園児数	補助単価
A	79名以下	120,000円
B	80名以上200名以下	140,000円
C	201名以上	160,000円

当該年度の5月1日現在の在園児数を基準とする。ただし、認可されている定員を限度とする。

別記様式 (省略)

平成 17 年度	NO 17018	部課名
大田区文化振興協会運営費・事業補助金		地域振興部地域振興課
監査の結果		措置状況
<p>U協議会は以下の点等相当な額の補助金を受領する団体としては、内部管理が不十分である。</p> <p>① U協議会の基本規則として“U協議会会則”があるが、“第2章運営組織”で会長、役員会が規定され、この他“第3章文化会議”で文化会議が規定されている。しかし、協議会内での相互の職務分担や権限規定等明確でなく、協議会の基本規則として不十分である。</p> <p>② 文化会議議事録の中には出席者名が記載されておらず、定足数を充足しているか不明なケースがある。</p> <p>③ U協議会はパソコン・トランシーバー等の備品を購入しているが、備品管理規程がない。協議会への助成は一次的には文振の事業だが、その原資は大田区より文振への補助事業の対象経費であることから、地域振興課は適正な内部管理の構築を指導されたい。</p>		<p>平成25年度は、第5期の運営協議会執行体制が新たなものとなりました。</p> <p>地域振興課ならびに公益財団法人大田区文化振興協会は、平成25年度内に運営協議会の内部管理を、協議会とともに適正なものとしします。</p> <p>①、②については、協議会運営の根幹となる、基本規則ならびに文化会議議事録等を適正なものへ改正するため検討及び作成を進めております。</p> <p>③については、備品管理規定を定め備品台帳の整備など適正な備品管理が行える体制を整えるため、規定の検討及び作成を進めております。</p>

平成 17 年度	NO 17057	部課名
社会福祉法人 E 会への補助金		福祉部福祉管理課
監査の結果		措置状況
<p>“人件費補助に関する要綱”第3条2号は補助対象となる手当を定めているが、管理職手当は記載されていない。従って補助金の対象外であるが、23年度補助金として管理職手当2,636,400円が支給されている。返金処理を含め適切に処理されたい。</p>		<p>社会福祉法人社会福祉協議会に対する助成に関する条例（昭和42年条例第3号）第2条は、区長は、社会福祉協議会の行う事業に関する人件費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる旨を定めています。</p> <p>管理職手当に係る補助金については、同条に基づき、区議会における予算議決を経て、「社会福祉法人大田区社会福祉協議会に対する人件費補助に関する要綱」の意思決定権者と同じ区長により交付決定がなされたものであり、返金を求めることはできないと認識しております。</p> <p>なお、同要綱については、平成25年3月25日付けで改正を行いましたが、平成24年度以降は管理職手当に係る補助金を交付していないことから、該当箇所の改正は行っておりません。今後、新たに手当等に係る補助を行う必要が生じた場合には、改正等の手続を適切に実施してまいります。</p>

平成 17 年度	NO 17074	部課名
社会福祉法人Y会に対する補助金		福祉部障害福祉課
監査の結果		措置状況
<p>社会福祉法人Y会に対する補助金は、現在「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」に基づき支出されるものと上記“区の措置・対応状況”に記載されている「大田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱」に基づき支出されるものがある。</p> <p>後者については特に問題はないが、前者については前監査人の指摘事項が依然として遵守されていない。即ちY会は平成23年度東京都からの補助金を併せて受領しているにも拘わらず、必要とされる書類が添付されていない。補助金を規定している条例等に従い審査手続を徹底されたい。</p>		<p>社会福祉法人Y会に対する補助金のうち、「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づき、まごめ園、のぞみ園、さわやかワークセンターに、それぞれ補助金を支出しております。</p> <p>監査人のご指摘のとおり、「条例」第4条の申請手続において第3項に、「別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類」を添えて提出することが規定されているにもかかわらず、必要な書類の添付が漏れておりました。</p> <p>ご指摘を受けて、平成23年度分について、すみやかに法人あて提出を求め、各々「補助金収入明細表」を徴し、国と都からの補助金について、受領年月日・交付の目的・交付金額が確認できる書類を添付いたしました。あわせて24・25年度分においても漏れなく添付を徹底しております。</p> <p>今後も条例の規定を遵守し、補助金を支出するにあたっては、補助金支出の目的が適正に適うよう、必要な書類の添付を確認し、また審査手続きを徹底し、事務の執行にあたります。</p>

平成 17 年度	NO 17082	部課名
① 大田区老人クラブ連合会補助金 ② 大田区老人クラブ助成 ③ 大田区老人クラブ特別助成		福祉部高齢福祉課
監査の結果		措置状況
<p>各老人クラブから提出された“平成23年度歳入歳出決算書”(助成対象経費の内訳が記載されている)と該当クラブの金銭出納帳等のサンプリングチェックを行った。</p> <p>① A会については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出決算書の助成対象経費/助成対象外経費の計上額が高齢福祉課が指示している対象区分の基準と異なっている。 ・前年度からの繰越金歳入歳出決算書と金銭出納帳で異なる。 <p>等から平成23年度歳入歳出決算書の再提出を求めたい。</p>		<p>A会の会長及び会計担当者呼び、助成対象経費の内容や金銭出納帳の内容について確認し、指導しました。金銭出納帳では正しく記入されていたものを、歳入歳出決算書に記入するときに誤ったものと判明し、平成23年度歳入歳出決算書を修正し、再提出させました。</p> <p>全クラブに対しても、平成25年2月22日の大田区老人クラブ助成金説明会において、助成対象額の費目および歳入歳出決算書の記入の仕方などについて、細かく指導しました。また、金銭出納帳から歳入歳出決算書への転記がしやすいよう、各費目に番号をつけるなど、助成金関係書類の様式を改善しました。</p> <p>平成25年度4月の助成金申請書の提出時より、預金通帳の提示もしくは写しの添付を求め、全てのクラブに対し確認を行いました。</p> <p>今後は、サンプリングチェックにより、金銭出納帳と領収書、歳入歳出決算書の照合を行い、クラブの活動に対する補助金の活用や正確な報告などについての指導を行ってまいります。</p>

大田区老人クラブ連合会の決算書（実績報告書）に誤りがある。

大田区老人クラブ連合会への補助金のうち“基礎助成分”は、次の算式で算出される。
(180,420 円 + @67 × 当該年度会員数) 平成23年度補助金は会員数 17,606 人で 1,360,022 円である。

一方連合会の決算書では、基礎助成として 1,381,600 円計上されており、差異がある。但しその他の助成額全体の決算書計上数字は補助金合計と一致している。従って決算書の他の補助金部分にも誤りがある。

決算書は補助金が補助団体で適切に計上されていることを確認するため提出を求めているのであり、このような基本的なチェックを行い誤りがある場合は対象団体に訂正を求められたい。本件についても適切に処理されたい。

大田区老人クラブ連合会の決算書について、補助金の内訳に誤りがあるため、修正させました。平成23年度の決算については、修正したものを平成25年3月の役員会で承認を受けました。

今後とも大田区老人クラブ連合会の補助金の適切な使用に対する指導と、確認を行ってまいります。

平成 17 年度	NO 17087	部課名
子ども交流センター運営補助		こども家庭部子育て支援課
監査の結果		措置状況
<p>区はNPO法人からの平成23年度補助金申請に対して、23,343,667円支出している。この23年度補助金関連書類を確認したところ、NPO法人が実際の執行額の報告を行っていないことが判明した。23年度の実際の執行額が、予算額を33,877円上回っていたため、NPO法人は補助金申請額と同額を精算額として記載し、報告を行っていたものである。</p> <p>予算額の費目別内訳と執行額の費目別内訳を比較すると、予算額に満たない費目がある一方で、予算額をオーバーする費目もみられた。</p> <p>法人側の理由としては、予算額の費目間の流用については、過去に区側の了解を得ていたことや執行額が補助額を上回っていたため、実際の執行額ではなく予算額をもって精算額としていたとのことであった。</p> <p>このような流用執行に関して、要綱上は区と協議するという規定はない。</p> <p>今回は全体の予算額をオーバーしていたため区に実損は生じていないが、区は支出実態を何ら確認していなかった。もし、実績が予算に満たなかった場合に、実績と予算が同額という内容で申請がなされていれば、区の適切なチェックがないと補助金の過大交付になっていた。</p> <p>前監査人が指摘した「実支出額の申告を適切にするよう指導」の実効性が今回なかったため、是正されていない、と判断した。</p> <p>まず、今回のケースに対応できるように、執行額が費目上予算超過した場合のルールを要綱等に定めるべきである。</p> <p>さらに、口頭での注意喚起のみの指導ではなく、提出された申告書類から異常性を検証でき</p>		<p>①子ども交流センター活動事業費補助要綱を改正し、平成25年度からの補助金の執行に関して、予算の流用執行及び執行額が予算額を超過する場合のルールについて、「補助事業の内容変更等」を新たに決めました。【別紙1】</p> <p>②子ども交流センター活動事業費補助要綱を改正し、これまで精算額のみ表記となっていた様式を、受領額、決算額(執行額)、精算額(戻入額)を連記したものに改めました。【別紙2】</p> <p>③平成24年度の予算の執行額は、「平成24年度子ども交流センター補助金精算時確認【チェックリスト】」により確認を行ないました。【別紙3】</p>

る体制を構築し、例えば以下のようなチェックリストを作成し運用することで、実効性を担保されたい。

補助金精算時チェックリスト

チェック項目	適否
1. 精算額の報告は期日に間に合っているか。	
2. 精算額の報告は様式〇〇に準拠して作成されているか。	
3. 要綱に規定された書類は添付されているか。	
4. 申請者の捺印はあるか。	
5. 予算額と精算額を比較して異常な差額が生じていないか。 生じている場合は、その理由を確認し妥当性の判断をすること。	
6. 執行額が予算額をオーバーし、他費目に流用されていないか。 流用されている場合、要綱に則った手続きがとられているか。	
7. 予算額と執行額が円単位で同額になっていないか。 なっている場合は、その内容を確認すること。	
8. 必要な項目は満足しているか。	

子ども交流センター活動事業費補助要綱

平成 16 年 2 月 12 日付こ育発第 1450 号区長決定

最新改正 平成 25 年 3 月 26 日付こ子発第 14364 号区長決定

第 1 補助の目的

この要綱は、大田区区民活動支援施設内に設置する子ども交流センター（以下「交流センター」という。）における児童館事業等を実施する特定非営利活動法人おおもり子どもセンター（以下「事業者」という。）に対し、その事業費の一部を補助することにより当該事業を円滑に推進し、もって地域の子育て支援を図り児童の健全育成に寄与することを目的とする。

第 2 補助対象事業

1 この要綱で補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、交流センターで実施する次に掲げる事業とする。

(1) 大田区立児童館条例に基づく区立児童館が実施する児童館事業及び児童の健全な育成を図るための事業（幼児及び保護者を対象とした事業及び中学、高校生を対象とした事業を含む。ただし、学童保育事業を除く。）を基本事業とする。

(2) 自主的な活動で区が認めた次の事業を自主事業とする。

ア 学童延長保育サービス事業（午後 6 時から午後 7 時まで）

イ 休日開館事業

ウ 中高生交流事業

エ 自然体験活動事業

オ 子どもボランティア育成支援

カ その他区が認めた事業

2 事業者は、前項各号に掲げる事業以外の事業を行う場合は、事業者の予算で実施することとし、かつ、事前に書面により区長に報告することとする。

第 3 補助金交付額

この補助金の交付額は、別表により算出された額とする。

第 4 交付申請

事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、子ども交流センター活動事業費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に、関係書類を添えて申請するものとする。

第 5 交付決定

区長は、第 4 の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、交付の可否を決定し、その旨を申請者に子ども交流センター活動事業費補助金交付額通知書（別記第 2 号様式）により通知するものとする。

第6 補助金の交付

- 1 区長は、第5の交付決定をしたときは、事業者が請求書に添付した当該区分の所要額内訳書に基づき、補助金の概算額を次の表に定めるところにより4期に分けて交付するものとする。

区 分	請求額	請求月日
第1期	4月分から 6月分までの所要額	各期最初の月の10日まで
第2期	7月分から 9月分までの所要額	
第3期	10月分から 12月分までの所要額	
第4期	1月分から 3月分までの所要額	

- 2 前項の場合において、交付額については、事業年度終了後、事業実績に基づき精算するものとする。

第7 補助事業の内容変更等

- 1 事業者は、補助事業の内容及び経費の科目を変更しようとするとき又は補助事業に要する経費が交付決定された補助金の額を超えることが明らかになったときは、あらかじめ必要な書類を添えて書面により区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める範囲内においてこれを承認するものとする。

第8 利用実績報告

補助金の交付を受けた事業者は、毎翌月5日までに一般児等実績報告書（別記第3号様式）を区長に提出しなければならない。

第9 事業実績報告

補助金の交付を受けた事業者は、補助事業が完了したときは翌年度4月30日までに、補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実のあった日以後30日以内に、子ども交流センター活動事業費補助金実績報告書（別記第4号様式）により補助事業の実績を区長に報告しなければならない。

第10 補助金額の確定

区長は、第9の事業実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、子ども交流センター活動事業費補助金交付額確定通知書（別記第5号様式）により通知する。

第11 交付決定の取消

区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

【別紙 1】

- (2) 補助金を補助目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこの要綱に基づく条件若しくは命令に違反したとき。

第12 補助金の返還

- 1 第11の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、区長は、事業者に期限を定め当該補助金の返還を命ずる。
- 2 第10の規定により補助金の額を確定した場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

第13 違約加算金

事業者は、第11により交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第14 延滞金

事業者は、第12により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第15 財産の管理

事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

第16 状況報告等

区長は、必要があると認めるときは、補助事業の執行について状況報告の提出を求め、又は補助金に係る関係書類を調査することができる。

第17 執行命令

- 1 区長は、第16の報告又は調査の結果、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って執行されないと認めるときは、当該決定内容又は条件に従って執行すべきことを命ずることができる。
- 2 前項の命令に違反したときは、区長は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

基本事業

項目	受領額	執行額	戻入額
1 人件費			
(1) 職員給料			
(2) 職員手当			
(3) 共済費			
2 研修費			
(1) 社内研修			
(2) 社外研修			
3 報償費			
(1) 子育て講座等講師謝礼			
(2) その他			
4 旅費			
5 需用費			
(1) 光熱水費			
(2) 消耗品費			
(3) 印刷製本費			
(4) 修繕費			
6 役務費			
(1) 保険料			
(2) クリーニング代			
(3) 廃棄物手数料			
(4) ピアノ調律			
(5) 通信運搬費			
7 委託料			
(1) 演芸委託			
(2) 健康診断費			
8 使用料及び貸借料			
9 備品購入費			
合計			

自主事業

項目	受領額	執行額	戻入額
1 人件費			
(1) 学童延長保育分			
(2) 日祝祭日開館分			
(3) 夜間開館分			
2 報償費			
3 需用費			
(1) 消耗品費			
(3) 印刷製本費			
(4) 修繕費			
4 役務費			
(1) 保険料			
(2) 通信運搬費			
5 使用料及び貸借料			
6 備品購入費			
合計			

平成 24 年度子ども交流センター補助金精算時確認

【チェックリスト】

チェックリスト項目	確認
①精算額の報告は期日に間に合っているか。	○
②精算額の報告は要綱に規定された様式で作成されているか。	○
③要綱に規定された書類は添付されているか。	○
④申請者の捺印はあるか。	○
⑤予算額と精算額を比較して異常な差が生じていないか。 生じている場合は、その理由を確認しているか。	○ 理由： ○
⑥執行額が予算額をオーバーし、他科目に流用されていないか。 流用されている場合、要綱に則った手続きがとられているか。	平成 25 年度分からは、要綱で流用執行の規定を設けたので、事前に区への申請対象になる。
⑦予算額と執行額が円単位で同額になっていないか。なっている場合は、その理由を確認しているか。	○ 理由： ○
⑧必要な項目は満足しているか。	○

平成 17 年度	NO 17126	部課名
勤労者共済給付金等準備積立基金		産業経済部産業振興課
監査の結果		措置状況
<p>平成18年度以降、給付金等準備積立資産の取崩を予算化している。しかしながら、平成18年度以降の給付金等準備積立資産への積立額を確認したところ、前年度の勤労者共済事業の収入支出差引額を理事会で決算承認後翌年度に同額を積み立てしている。平成23年度の差引額も平成24年度に積み立てられており、前監査人指摘事項が改善されておらず、依然、基金規程第2条の運用が適切に機能されているとは言い難い。</p> <p>財団担当者より平成25年度から見直したいとの説明があったが、平成17年度監査の対応としては明らかに遅い。基金設定の主旨を踏まえ、予算措置と執行を適切に行うべきである。</p>		<p>勤労者共済事業給付金等準備積立基金規程第2条に、基金として積立をする金額は毎年度予算に定められております。</p> <p>近年では積立をするのではなく、会員への給付事業・福利厚生事業に充てるべく基金の取崩をする予算を組んでおります。しかし結果的には、ご指摘のとおり収入支出差引額を当基金に積立をしているのが現状です。</p> <p>事業の財源が会員からの会費であることを踏まえ、基金を会員に還元する方向での事業組立を現在検討しております。</p> <p>また規程では、毎年度の予算で定めるとしていることから、積立をすることが原則であると解釈できる余地もあるので、予算編成上、執行上の柔軟性を確保するために規程改正についても検討しております。</p>

平成 18 年度	NO 18008	部課名
委託金繰越金について		福祉部介護保険課
監査の結果		措置状況
<p>上記協議書（編注：「平成 12 年度から平成 17 年度の大田区立特別養護老人ホーム及び大田区立高齢者在宅サービスセンターの管理契約書に関する協議書」）によれば、区に返還された 240,150 千円を除き、残額 674,000 千円は法人で活用する繰越金とされている。その内訳は“法人基盤整備のための経費” 422,621 千円、“サービス向上経費” 164,231 千円 “緊急施設設備整備費” 87,148 千円となっている。</p> <p>一方委託繰越金については当時の委託契約書第 9 条で「乙（I 園）は、特別養護老人ホーム委託料及び高齢者在宅サービスセンター委託料について、契約期間満了後に剰余金が発生した場合には、乙の会計上繰越金として処理し、次年度以降の入所者又は利用者の処遇向上を図るための経費に充てるものとする。」とされている。</p> <p>従って“法人基盤整備のための経費”及び“緊急施設設備整備費”は委託契約書第 9 条で定める経費とは判断されない。この点について区担当者は“協議書により、法人基盤整備費は「法人の委託事業等を効率的且つ円滑に遂行するための法人組織経営基盤の強化に活用」し、緊急施設設備整備費は「突発的に破損や故障した施設設備緊急修繕経費に活用する」ものであるため、入所者又は利用者の処遇向上につながるための経費であると考えます。”と回答している。</p> <p>しかし、区担当者の見解通りになる場合も予想されるが、一方、施設の財務基盤は強化されても、入所者又は利用者の処遇向上につながらない場合も予想される。上記“サービス向上経</p>		<p>法人基盤整備のための経費につきましては、委託契約書第 9 条の趣旨に則った活用となるようチェック体制の構築に向けて、I 園と協議を行っております。</p> <p>緊急施設設備整備費につきましては、区と事前に協議を行った上で、入所者又は利用者の処遇向上を図るための経費として活用しています。</p>

費”は“入所者等のサービス向上………のために活用する。”と記載されており、まさに委託契約書第9条で定める経費に該当し、これと別建で規定されている他の費目は委託契約書第9条で定める経費に該当しないと判断される。

委託契約書の文言に従えば、確実に入所者又は利用者の処遇向上を図るための経費に充てる必要がある。検討されたい。

平成 18 年度	NO 18059					部課名																											
区備品として扱う物品の購入または廃棄の報告					福祉部介護保険課																												
監査の結果					措置状況																												
<p>区とI園との間で締結した平成23年度管理代行協定書第10条(10)において、区備品として扱う物品を購入又は廃棄した場合の月次報告期限を、購入日又は廃棄日の翌月15日までとしている。</p> <p>平成23年度の報告書提出状況は以下のとおり、いずれも報告期限を10日前後過ぎた提出であった。</p> <table border="1"> <tr> <td>月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> </tr> <tr> <td>区收受日</td> <td>5/25</td> <td>6/22</td> <td>7/27</td> <td>8/26</td> <td>9/27</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>10/24</td> <td>11/22</td> <td>12/21</td> <td>1/26</td> <td>2/21</td> <td>3/23</td> <td>5/1</td> </tr> </table> <p>I園では各特養からの報告を法人本部でまとめた後、一括して区に提出している。ほとんどの施設では期日内に本部提出ができており、以前より改善はみられるが、1～2施設で遅れが生じている。遅れの原因は、提出方法が日数を要する文書交換便であったため、及び施設担当職員が変則勤務でスムーズに連絡がつかない場合があるため、とのことである。</p> <p>区とI園は、電子メール等による提出方法の変更などで早期提出実現を検討し、平成24年10月分から改善が図られている。ただ、現在</p>					月	4月	5月	6月	7月	8月	区收受日	5/25	6/22	7/27	8/26	9/27	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10/24	11/22	12/21	1/26	2/21	3/23	5/1	<p>法人と調整をした結果、平成25年度の管理代行協定において、月次報告期限を翌月15日から翌月20日に変更いたしました。</p> <p>また区への提出方法を、平成24年10月分より電子メールに変更したことにより迅速化が図られました。結果、報告対象備品が多数となった年度末月を除けば、全ての期間で期限を厳守できております。</p> <p>今後も法人と連携し、全ての期間において報告期限を厳守できるよう指導し、事務の正確化・効率化を図ってまいります。</p>		
月	4月	5月	6月	7月	8月																												
区收受日	5/25	6/22	7/27	8/26	9/27																												
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																											
10/24	11/22	12/21	1/26	2/21	3/23	5/1																											

の期限翌月15日を翌月20日に変更することで区側に特段の弊害が生じないのであれば、協定書の文言変更でも対応可能である。変更による影響を慎重に検討し、無理のない業務遂行を実行されたい。

平成 18 年度	NO 18111~18113		部課名	
滞留債権について			まちづくり推進部住宅課	
監査の結果			措置状況	
平成24年3月末現在の滞留債権のうち、高額であるものを状況確認したところ、下記の通りいずれも正当な理由がある滞納と判断した。			<p>左記5件の滞留債権の状況としては納付交渉するも滞っている者が3人、毎月分割納付している者が2人となっています。</p> <p>しかしながら、福祉的観点からも正当な理由がない滞納者ではないとの判断に基づき、入居者についても直ちに明け渡しを求めることなく、今後も債権回収に向けた納付交渉を継続していきます。</p>	
滞納者	施設	滞納金額		状況
#1	区立シルバーピア	1,797,000円		生活保護代理納付前の滞納、納付交渉進まず
#2	同上	287,200円		H24.6.20退去、納付交渉進まず
#3	同上	474,420円		生活保護代理納付前の滞納、納付断続的
#4	高齢者アパート	797,600円		分割納付中
#5	同上	384,000円		納付交渉中
合計	5件	3,740,220円		
<p>上記5名は、いずれも生活保護受給者であり、当該滞納債権の大半は代理納付制度（平成19年3月から開始）開始以前の滞納に当たり、すでに費消して手許に現金がないのが実態である。さらにそれぞれの事情から、転居先を求めることが困難な状況であった。</p> <p>これらを勘案し、また福祉的観点からも区が正当な理由のない滞納者ではないと判断し明け渡しを求めていることは、妥当であるとする。</p> <p>一方、上記以外の滞留債権について、その内容を確認した結果、実質的に回収不能と判断できる</p>				

債権が以下の通り発見された。

滞納者	施設	滞納金額	状況
A	区営シルバーピア	24,600円	H22.5.26死亡、 連帯保証人無し
B	同上	23,300円	H17.1.31死亡、 連帯保証人無し
C	同上	1,400円	H20.11.30死亡、 連帯保証人無し
D	区立シルバーピア	503,200円	H21.11.18死亡
E	同上	1,660円	H19.1.25死亡
F	同上	36,080円	H22.7.24死亡
G	同上	70,800円	H24.1.31死亡
H	高齢者アパート	69,800円	H21.4.30死亡、 連帯保証人無し
I	同上	7,500円	H23.6.30死亡、 連帯保証人無し
合計	9件	738,340円	

不納欠損処理（債権の放棄）は、義務ではなく可能と規定されているが（大田区債権の管理に関する条例第5条）、実質的に回収不能な債権であれば、適時に不納欠損処理すべきである。

左記9件の滞留債権に関しては、本人が既に死亡し、また連帯保証人・保証人も存在せず、実質的に回収不能な債権と判断されます。

このため、平成25年4月26日付で不能欠損処理を実施し、対応いたしました。

平成 19 年度	NO 19A32	部課名																
延滞金について		区民部国保年金課																
監査の結果		措置状況																
<p>平成19年度の包括外部監査人の指摘を受けて、当該延滞金の今後の取り扱いに関する会議が、平成20年1月31日に開催され、その後、平成20年3月5日付で、「国民健康保険料等収納金に係る延滞金徴収に関する検討結果について」がまとめられた。延滞金徴収のメリットとデメリットについて検討吟味された結果、当面の延滞金の徴収は行わないという結論に至っており、前監査人の指摘は是正されていない。</p> <p>延滞金導入のメリット・メリット</p> <p>メリット</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>延滞金の徴収により被保険者間の公平性の確保と収納率の向上に資する。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>国保行政の方適合性を確保し、住民監査請求や行政事件訴訟などの損害賠償請求を適されるリスクをなくす。</td> </tr> </table> <p>デメリット</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>延滞金徴収のためのシステムを組み込んでいないためシステム改修が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>還付加算金（地方自治法231条の3督促・滞納性分等の第4項、地方税法第17条の4（還付加算金）に基づく）の支給も行っていないため、延滞金を徴収する場合、還付加算金支給のシステム対応が必要になる。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>延滞金徴収後の遡及資格喪失に伴う保険料額変更による延滞金の返還問題が発生し、事務対応の煩雑さが予想される。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>保険料滞納にたいして給付制限も行われるので、延滞金徴収を行うとペナルティがダブルとなり過重である。</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>延滞金を徴収する場合は滞納整理の際の徴収猶予手続きが必要となる。</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>納期限後に当初の納付書で納付した場合に後日延滞金だけの納付書を送った場合の住民とのトラブルが予想される。</td> </tr> </table> <p>区民に対する国民健康保険料の納付の公平性を確保するためには、延滞金を一義的に徴収すべきである。延滞金を徴収しないのであれば、概算での延滞金、システム変更に係るコスト、中野区の事例分析その他を総合的に勘案した根拠資料を蓄積すべきである。</p>		①	延滞金の徴収により被保険者間の公平性の確保と収納率の向上に資する。	②	国保行政の方適合性を確保し、住民監査請求や行政事件訴訟などの損害賠償請求を適されるリスクをなくす。	①	延滞金徴収のためのシステムを組み込んでいないためシステム改修が必要となる。	②	還付加算金（地方自治法231条の3督促・滞納性分等の第4項、地方税法第17条の4（還付加算金）に基づく）の支給も行っていないため、延滞金を徴収する場合、還付加算金支給のシステム対応が必要になる。	③	延滞金徴収後の遡及資格喪失に伴う保険料額変更による延滞金の返還問題が発生し、事務対応の煩雑さが予想される。	④	保険料滞納にたいして給付制限も行われるので、延滞金徴収を行うとペナルティがダブルとなり過重である。	⑤	延滞金を徴収する場合は滞納整理の際の徴収猶予手続きが必要となる。	⑥	納期限後に当初の納付書で納付した場合に後日延滞金だけの納付書を送った場合の住民とのトラブルが予想される。	<p>延滞金の徴収については、条例に即し法適合性を確保する必要がありますが、依然として、現状では以下の課題を有しており実施するには期日を要するものと考えます。</p> <p>[課題]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現状では現国保年金システムに、延滞金の収納システムが整備されておらず、多量の延滞金徴収事務を行うためにはシステム改修が不可欠です。また、システム改修には、多額の経費と改修期間が必要となります。 2 特別区の調査を実施した結果、1区を除いて延滞金の徴収を実施していない現状があります。 3 延滞金の徴収を実施するにあたり、被保険者の混乱を防ぐため、延滞金の主旨を周知することや相当の説明期間及び経過措置が必要です。 4 収納率向上対策のため、保険料本体の徴収を優先しております。 <p>以上を踏まえると、現状の中で直ちに延滞金の徴収を開始することは、困難な状況にあります。</p> <p>ただし、早期に法適合性を確保するため、今後の制度改正等に伴う国保年金システムの大規模改修の機会を捉えた延滞金徴収システム改修を行うためのスケジュールや、周知期間、経過措置等関連する事務について引続き、具体的な検討を行ってまいります。</p>
①	延滞金の徴収により被保険者間の公平性の確保と収納率の向上に資する。																	
②	国保行政の方適合性を確保し、住民監査請求や行政事件訴訟などの損害賠償請求を適されるリスクをなくす。																	
①	延滞金徴収のためのシステムを組み込んでいないためシステム改修が必要となる。																	
②	還付加算金（地方自治法231条の3督促・滞納性分等の第4項、地方税法第17条の4（還付加算金）に基づく）の支給も行っていないため、延滞金を徴収する場合、還付加算金支給のシステム対応が必要になる。																	
③	延滞金徴収後の遡及資格喪失に伴う保険料額変更による延滞金の返還問題が発生し、事務対応の煩雑さが予想される。																	
④	保険料滞納にたいして給付制限も行われるので、延滞金徴収を行うとペナルティがダブルとなり過重である。																	
⑤	延滞金を徴収する場合は滞納整理の際の徴収猶予手続きが必要となる。																	
⑥	納期限後に当初の納付書で納付した場合に後日延滞金だけの納付書を送った場合の住民とのトラブルが予想される。																	

上記のとおり、延滞金徴収によるデメリットの方が大きいため、延滞金の徴収は見送られたということである。
現状では、法適合性はないため、是正されていないと判断した。早期のうちに法適合性を確保することが必要である。

平成 20 年度	NO 20132	部課名
民間委託ないし指定管理者の導入による費用削減効果の把握等について		計画財政部計画財政課 ※1
監査の結果		措置状況
<p>平成24年度には効果検証がまとめられ、「大田区アウトソーシング指針に基づく検証結果」にて示された。</p> <p>そこには委託料の推移や、現状の課題状況等が示されている。</p> <p>アウトソーシング先の委託料が一覧でまとめられたことの意義は大きい。</p> <p>若干数値の羅列にとどまっている感もあり、より突っ込んだ分析も可能と考えられる。このため、是正が不十分と判断した。</p> <p>数値を用いて分析を深めることで、より具体的な課題を把握することができる。今後のより効果的な活用が求められる。</p>		<p>区は、平成23年6月に「大田区アウトソーシング指針」を策定し、区として統一した基準を定め、今後もアウトソーシングを推進していく姿勢を明確に示しました。</p> <p>また平成24年6月には、指針に基づく効果検証を実施し、指定管理者制度等の導入効果を分析し報告したところです。</p> <p>検証にあたっては、事務事業の内容が案件ごとに大きく異なるため、その事業に最適と思われる方法で実施することとし、加えて報告書としての分かりやすさや、調査集計にかかる業務コスト等を総合的に勘案し作成したものです。</p> <p>区の業務はますます高度化、複雑化しており、公共サービスの全てを区が単独で担うことは現実的に困難な状況にあります。このため事務事業の執行にあたっては、様々な形での公民連携が必須となっております。</p> <p>アウトソーシングの実施にあたっては、大田区アウトソーシング指針に基づき、コスト面のみならず、サービス面、定数管理等様々な視点から導入効果を検証し、総合的な評価を行ったうえ、個別の案件ごとに実施の是非を判断するべきと考えております。</p> <p>今後も、データ集約や分析の方法を研究しながら、より効果的、効率的な検証に基づく事業運営に努めてまいります。</p>

※1 平成25年4月1日付け組織改正に伴う改正後の所属表示である。

平成 21 年度	NO 21098	部課名
福祉部系債権		福祉部福祉管理課
監査の結果		措置状況
<p>福祉管理課は債権管理システムで各種情報を有しているが、現状、施行規則第3条第1項に定める債権の分類は行っていない。このため、「是正されていない」と判断した。</p> <p>なお、上述した区の措置状況（編注「平成21年度以降、継続して毎年、大田区債権の管理に関する条例に基づき債権の分類をし、不納欠損処理を行っています。」）に記載の通り、区は、時効債権等の不能欠損処理については条例に基づき適正に行っている。</p> <p>前監査人見解（編注「債権管理システムにおいては、施行規則に定める債権の区分は行われていない。条例、規則に基づき、当該区分に基づく分類を行ない、それに基づく管理を実施するのか、それとも実務上、当該区分が形骸化している場合には、条例、規則等の廃止、変更につき検討することが必要と考える。」）の通り、是正されたい。</p>		<p>現在、システムから簡単に債権分類情報が得られるよう委託業者と仕様調整中であり、補修経費の中で今年度中を目途にシステムの改修を実施する予定です。</p> <p>これにより、施行規則による適正な債権分類を行い、その区分に応じて必要な措置を講じてまいります。</p>

平成 22 年度	NO 22B23	部課名									
繰越金残高について		教育総務部指導課 ※1									
監査の結果		措置状況									
<p>学校現業職員文化会が平成24年度に職員文化会に統合される際、剰余金は次のように処分された。</p> <p>① 大田区職員文化会の一人当たり資産に相当する額に会員数を乗じた額を大田区職員文化会へ持参する。</p> <p>② ①を除いた剰余金は、会費と交付金の割合を踏まえ、2分の1を大田区現業職員文化会会員に返還し、2分の1を大田区職員文化会への持参金に加える。</p> <p>上記②については、交付金は大田区職員文化会が支出したのではなく、区が支出したものであるから、区に返還するのが正当である。適正に処理されたい。</p> <p>(参考)</p> <p>平成23年度末学校現業職員文化会剰余金 918万円</p> <p>処分内容</p> <table border="0"> <tr> <td>職員文化会持参金</td> <td>(上記①対応)</td> <td>477万円</td> </tr> <tr> <td>会員への返還金</td> <td>(上記②対応)</td> <td>221万円</td> </tr> <tr> <td>職員文化会追加持参金</td> <td>(上記②対応)</td> <td>221万円</td> </tr> </table>		職員文化会持参金	(上記①対応)	477万円	会員への返還金	(上記②対応)	221万円	職員文化会追加持参金	(上記②対応)	221万円	<p>今回の指摘を受け、教育委員会事務局内で検討した結果、左記②の交付金分である、職員文化会への追加持参金 221 万円について、区へ返還することといたしました。</p> <p>平成 25 年 2 月 13 日に、追加持参金 221 万円を職員文化会より返還を受け、同額を「旧大田区学校現業職員文化会」名で大田区に納入いたしました。</p>
職員文化会持参金	(上記①対応)	477万円									
会員への返還金	(上記②対応)	221万円									
職員文化会追加持参金	(上記②対応)	221万円									

※1 平成25年4月1日付け組織改正に伴う事務移管後の所属表示である。